

○ 国立保健医療科学院における研修事業	
・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修	
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	300人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	150人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	150人
d 生活保護担当	70人
・ 福祉事務所所長研修	110人
・ 生活保護自立支援研修担当育成研修	70人
・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	80人
〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課	
埼玉県和光市南2-3-6	
TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/	

ク 「介護の日」の設定について

平成20年度、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促す観点から、新たに11月11日を「介護の日」として設定したところ。準備期間に制約がある中、地方公共団体、関係団体、NPO等により、多様な取組が実施された。

※（全国における平成20年度「介護の日」関連活動の状況）

1 介護に関するフォーラム、シンポジウム	127件
2 入学・就職等相談会	112件
3 事業所見学会、介護体験会	89件
4 ポスター、マスメディア等による広報	63件
5 介護に関係する人に対する表彰	11件
6 介護に関する作文、標語コンテスト	4件
7 その他	32件
合 計	438件

平成21年度においては、平成20年度に開始された「福祉人材確保重点実施期間」を11月に変更し、最大限の成果が挙げられるよう、「介護の日」

と併せ、両者を一体的に実施することとしている。

中央行事としては、厚生労働省と関係団体が協力し、フォーラム、作文コンクール等を実施する方向で検討しているところ。

「介護の日」の趣旨を実現していくためには、介護サービスの利用者・家族、介護従事者をはじめ、国民一人一人が多様な形で参加できるよう、一過性の行事に終わることなく、創意に富んだ活動が自主的に展開されていくことが肝要である。

このため、各都道府県等においては、管内の市区町村、関係者・機関、事業者・施設等と連携し、自主的な活動の喚起に向けて、早い段階から準備・企画が進められるよう配意願いたい。

ケ 社会福祉士・介護福祉士制度について

社会福祉士・介護福祉士制度については、平成 19 年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正を踏まえ、昨年 3 月末に、教育時間数の拡充など、養成課程における教育カリキュラムを大幅に見直し、平成 21 年 4 月より実施することとしているところであり、今後の福祉・介護サービスの中核を担う質の高い社会福祉士・介護福祉士の養成を進めていくこととしている。

新たな教育カリキュラムに対応した国家試験について、社会福祉士にあっては平成 21 年度より、介護福祉士にあっては平成 23 年度より、それぞれ実施することとしているので了知願いたい。

なお、国家試験については、社会福祉士・介護福祉士として必要な知識及び技能を総合的に評価できるよう試験の質をさらに高めていく観点から、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」において、昨年 12 月に報告書を取りまとめたところであり、今後、この内容に沿って、試験問題の質の向上等のための取組を進めていくこととしている。

また、本年度、国家試験の実施に当たり、試験地となっている都道府県におかれては、ご多忙の折、多大なご協力・ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。引き続き、次年度以降も国家試験の実施に特段のご配慮をお願いしたい。

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 経緯

経済連携協定（EPA）は、二国間の物品、人等の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化することを目的として締結されているものであり、その枠内で外国人介護福祉士候補者について、特例的に受入れを行うこととされている。

このEPAに基づき、平成20年度からインドネシア人看護師・介護福祉士候補者が入国し、平成21年度からはフィリピン人看護師・介護福祉士候補者を受け入れる予定としている。

ア インドネシア

- ・平成19年8月20日 協定署名
 - ・平成20年5月16日 我が国の国会において協定承認
 - ・平成20年7月1日 協定発効
 - ・平成20年8月7日 候補者の入国
 - ・平成20年8月8日～平成21年1月27日 日本語研修・介護導入研修
- ※ 日本語研修免除者（3名）は、8月31日に入国し、9月6日までの介護導入研修を経て、9月8日から受入れ施設での就労・研修を行っている。
- ・平成21年1月29日 受入れ施設で就労・研修開始

イ フィリピン

- ・平成18年9月9日 協定署名
- ・平成18年12月6日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年10月8日 フィリピン上院において協定承認
- ・平成20年12月11日 協定発効
- ・平成21年1月13日～平成21年2月6日 受入れ希望機関の募集

(2) 今後の受入れ

ア フィリピン

日フィリピンEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れは、日インドネシアEPAと

ほぼ同じ枠組みで行われる「就労コース」（介護施設で実務経験を積んで国家資格取得を目指すコース）に加え、介護福祉士養成施設で就学して国家資格取得を目指す「就学コース」という2コースにより実施される。

平成21年度の受入れ人数は、就労コース250名、就学コース50名を上限とする予定である。

① 就労コース（平成20年度インドネシア人候補者受入れからの主な変更点）

平成20年度の受入れ状況等を踏まえ、受入れ機関及び候補者双方に関する情報提供範囲の拡大、受入れ機関が希望する場合の候補者との面談等マッチング方法の改善を行う。

受入れ調整機関である（社）国際厚生事業団において、平成21年2月6日まで受入れ希望機関の募集を行ったところであり、今後、候補者と受入れ機関のマッチングを行い、4月に雇用契約が締結される予定。

② 就学コース

以下の要件を満たすことを前提として、介護福祉士候補者は、日本語研修を経て、介護福祉士養成施設において必要な知識・技術を習得することとされている。

a 候補者の要件

フィリピンにある4年制以上の高等教育機関を卒業した者

b 受入れ機関（介護福祉士養成施設）の主な要件

- ・養成課程が昼間課程であること
- ・適切な教育の体制が整備されていること
- ・（社）介護福祉士養成施設協会による卒業時共通試験を実施し、低得点者に対し、補習、再試験等の措置を採っていること

③ 今後の予定（初年度の受入れ）

a 就労コース

- ・平成21年3月～4月 マッチングの実施
- ・平成21年4月 雇用契約の締結
- ・平成21年4月下旬～5月上旬 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成21年秋頃 就労・研修開始

b 就学コース

- ・平成21年6月頃 受入れ機関及び候補者の募集

- ・平成21年9月 入学許可書の署名
- ・平成21年10月上旬頃 候補者の入国（日本語研修受講）
- ・平成22年4月 就学開始

イ インドネシア

① 受入れ人数

平成21年度におけるインドネシア人介護福祉士候補者は、平成20年度104名の介護福祉士候補者が入国したことから、496名を上限として受け入れが行われる予定。

② 平成20年度の受入れからの主な変更点

平成20年度のインドネシア人介護福祉士候補者は看護学校卒業者等に限定されていたが、これに加えて、本年から、インドネシアにおける介護福祉士の資格認定制度が創設されることから、この認定を受けた者が新たに候補者として入国する予定。また、マッチング方法について、フィリピンと同様に改善を行う。なお、平成21年度からは日本語研修の一部をインドネシア国内で行う予定。

③ 今後の予定（2年目の受入れ）

- ・平成21年3月頃 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年7月頃 雇用契約の締結
- ・平成21年7月頃 インドネシアにおける日本語研修受講
- ・平成21年11月頃 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成22年1月頃 就労・研修開始

(3) 今年度入国したインドネシア人介護福祉士候補者

平成20年8月に入国したインドネシア人介護福祉士候補者は、日本語研修及び介護導入研修を終え、本年1月29日から受入れ施設において就労・研修を開始したところである。

ア 受入れ施設における研修体制

候補者に対して適切な研修を実施するため、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れ及び実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号。以下「受入れ指針」という。）等において、受入れ施設は以下のとおり

研修を実施することとされている。

- ① 「研修責任者」を置くなど研修指導体制を整備する。
- ② 国家資格の取得のための「研修計画」を策定するとともに、日本語の継続学習や職場への適応促進・日本の生活習慣の修得機会を設ける。
- ③ 「研修計画」に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を策定する。

イ 国際厚生事業団による支援

受入れ調整機関である（社）国際厚生事業団においては、以下の研修支援を行うこととしている。

- ① 候補者の就労・研修状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行うため、年間1回以上、受入れ施設に対する巡回訪問を実施する。
- ② 候補者や受入れ施設からの相談に応じ、助言や指導を行うため、インドネシア語による電話相談を行う。
- ③ インドネシア語による介護用語集を作成し、候補者及び受入れ施設に配布する。

これらに加え、受入れ施設における効果的支援方策に関する事例の収集・提供、受入れ施設間の情報交換機会の提供等を行うことを検討している。

ウ その他

都道府県等においては、受入れ指針に照らし、候補者の就労・研修状況等に関し不適切と思われる事例を把握された場合には、当局にお知らせ願いたい。

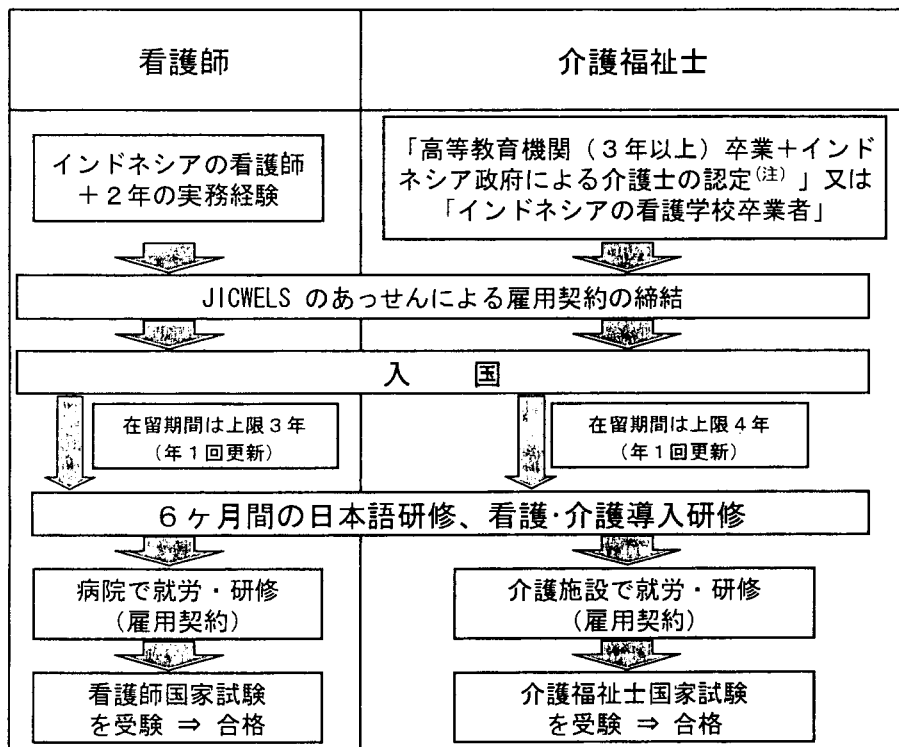
また、研修の成果をあげていくためには、候補者及び受入れ施設における取組について、地域の関係機関による支援を組み合わせることが効果的と考えられることから、都道府県等においても、その促進に配慮願いたい。

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して人数枠を設定。）
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんに依頼することはできない。

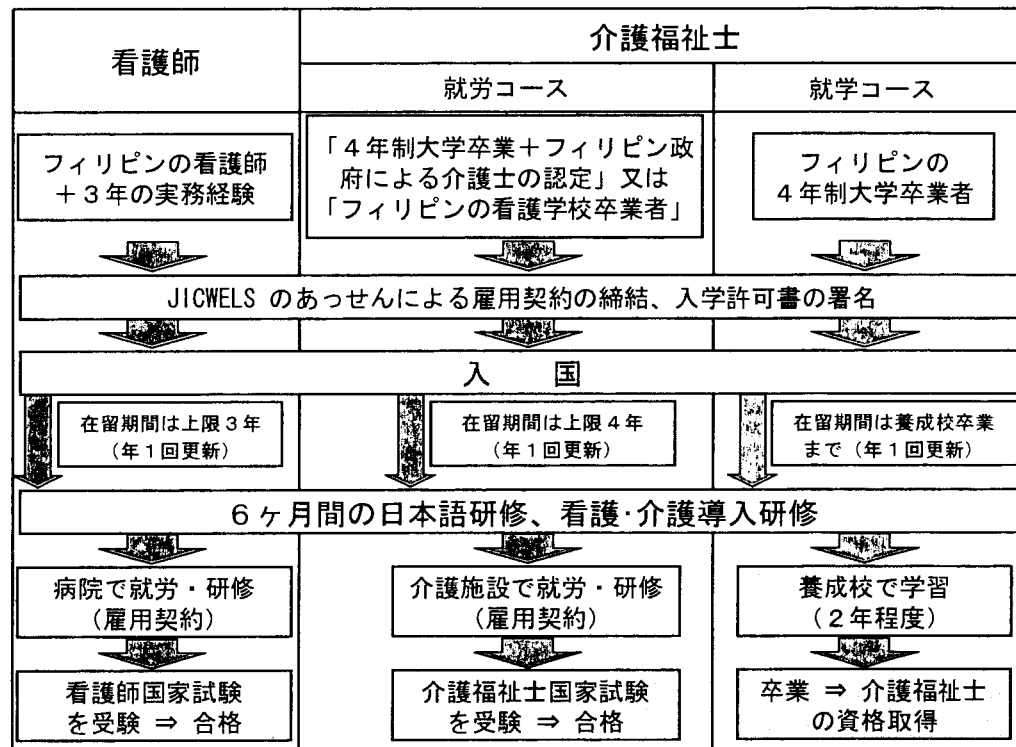
インドネシア

平成20年7月1日 協定発効
 平成20年8月 第1陣(看護104人、介護104人)を受け入れた。
 平成21年の受入れについては、最大792人(看護296人、介護496人)を予定。
 日程等詳細についてはインドネシア政府と調整中。



フィリピン

平成20年12月11日 協定発効
 平成21年の受入れについては、最大500人(看護200人、介護300人)を予定。
 就労コースについては、21年1月より受入れ機関及び候補者を募集し、4月末～5月上旬に入国予定。就学コースについては、21年6月～7月頃に受入れ機関及び候補者を募集し、10月に入国後6か月の日本語研修を経て22年4月より就学開始予定。



(注) 両国政府で合意した指針に従って行われる研修を修了する必要がある、この研修は平成21年から実施される予定。

- ※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）
- ※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。
- ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。（更新あり、上限なし）

- ※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）
- ※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。
- ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。（更新あり、上限なし）

3 社会福祉法人について

これまで、社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、社会福祉事業の推進の原動力となってきたが、その一方、平成12年に介護保険法、平成18年に障害者自立支援法がそれぞれ施行され、措置制度から利用契約制度への転換が進み、また、高齢者や障害者を地域で支えることが求められるようになった。さらに、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加、社会保障費の著しい伸び、あるいは制度の狭間にあって自立できない人の顕在化など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉に対するニーズは拡大、多様化している。こうした状況に一層適切に対応し、国民一人ひとりが安心して生活することができる社会づくりをしていくため、法人には一層充実したサービスの提供、サービスを受けられていなかった人たちへの対応など多くのことが期待されている。

この期待に応えるためには、例えば、利用者本位の質の高いサービス提供を行えるよう経営基盤の強化を図ることや、人材の育成や定着のための工夫をしたり、あるいは地域の実情に応じて高い公益性が体现できる事業を展開したりすることなどが考えられる。各都道府県等におかれては、こうしたことも念頭に置きながら、法人が期待される役割を果たすことができるよう、以下に示す事項を参考にしながら、必要な助言・指導をお願いしたい。

(1) 社会福祉法人の法人間連携、合併等の推進について

ア これまで、法人は補助金による財政支出や税制優遇に支えられてきた経緯から、零細規模の法人が多く存在し、零細規模に起因する非効率な運営が見受けられるなど、効率性や透明性を確保しようとする環境や生産性向上へのインセンティブが働きにくいといった指摘もある。

法人が、新たな時代の環境変化に対応して、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体で採算をとることが不可欠であり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であるとされている。

その取り組みの一つに「合併・事業譲渡、法人間連携の推進」が考えられることから、昨年度末（平成20年3月31日）にこれらの手順をまとめた「社会福祉法

人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」を作成したところである。

なお、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化などによる規模のメリットを出していくことも必要であるので、各都道府県等におかれては、以下も参考の上、必要な助言・指導をお願いしたい。

イ 法人間の連携については、前述の手引きの中で、各自治体において実際に取り組まれている連携事例の紹介を行ったところである。

法人間連携は、資材の共同購入や共同研修・人材交流等、合併や事業譲渡と比べ、より少ないリスクとエネルギーにより経営基盤の強化を図る方策として有効と考えられ、また、連携している法人間で合併等の必要性が生じた際に円滑に協議が進むケースも考えられることから、各都道府県等におかれては、これらの事例を参考の上、引き続き、管内の法人に対して必要な助言・指導をお願いしたい。

ウ また、法人の合併の状況について、平成19年度に行われた施設経営法人の合併件数は全国で9事例となっている。

これらのうち、経営基盤の強化に資するものとして、有益と考えられる事例について、参考資料13「社会福祉法人の合併事例について」において紹介するので、各都道府県等におかれては、管内の法人に対してこれらの事例の周知をお願いするとともに、引き続き、必要な助言・指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉法人経営支援事業について

平成20年度より、経営基盤の強化を目指す法人を都道府県が側面から支援する取り組みとして、「社会福祉法人経営支援事業」を創設したところである。

法人が経営の効率化・安定化を図るなど経営基盤の強化を行うことは、良質な人材の育成・確保、良質なサービスの提供等のために不可欠であることから、各都道府県におかれては、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、平成20年度における兵庫県の取り組みにおいて、

- ・法人の課題やニーズを的確に把握し、効率的・安定的経営のための取り組みを支援するための体制整備が可能になった
- ・研修を通じて、理事長や理事・監事等の経営・組織課題への取り組みの向上が図

られた

等の効果が認められているところであり、当該取り組みについて、参考資料14「社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）」のとおり情報提供するので、実施上の参考とされたい。

(3) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取り扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

イ 平成20年度における問題発生時の対応事例として、理事長が、理事会の承認を得ることなく独断で高額な業務委託契約の締結を行うなど、不適切な法人運営を行っていた事案や、施設職員による利用者への虐待が行われていた事案など、社会的に看過できない重大な問題が発生した際に、所轄庁において特別監査を行った事例を、参考資料15「平成20年度において社会的な問題が発生した法人の主な事案」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、

会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

(4) 行政指導、監査に関する苦情等相談事業について

「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」については、行政指導及び監査内容に対する法人からの苦情等を受け付けるものとして、平成18年11月に全国社会福祉施設経営者協議会に設置されたところであり、窓口相談のあった案件については、内容に応じて厚生労働省に協議されることとなっている。

これまで厚生労働省に協議された相談事例のうち、適正な行政指導監査及び今後の法人運営に資すると考えられるものについて、参考資料16「主な苦情等相談事例について」において例示しているので、各都道府県等におかれては、これらの事例等を参考に、適正な指導監査の実施を引き続きお願いしたい。

4 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」
(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
(平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成20年7月7日社援基第0707001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(イ) 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型イ

ンフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いしたい。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）)における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
(平成16年度独立行政法人 福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、その調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に

基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導方お願いしたい。

(ア) 未回答及び分析依頼中の施設等

調査未回答の施設等については、都道府県等において、利用者等への安全対策の観点から改めて調査の必要性等を説明し、調査実施の回答を得るまで継続的に協力要請及び指導を行うとともに、分析依頼中の施設についても、引き続き適時確認をとり、分析調査の結果把握を行うこと。

(イ) 未措置状態にある施設等

「ばく露のおそれがある場所」を保有し、措置状況が「措置予定」、「未定」となっている施設については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導していくとともに、措置状況等の継続的な把握に努め、最終的に措置済の確認を得ること。

なお、法令等に基づき適切な措置を講じない等の施設については、指導監査部門等と十分連携の上、必要に応じて改善命令を行うなどの対応をとること。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成21年度以降も社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

(3) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等について

消防法施行令改正に伴い、平成21年4月より新たに275㎡以上1000㎡未満の障害者支援施設等にスプリンクラー設備等の設置義務が課されることから、管内社会福祉施設等に対し周知を図るとともに、適切に対応するよう指導方お願いしたい。

(4) 社会福祉施設等における地球温暖化対策に配慮した整備等について

地球規模の温暖化対策については、日本政府の重要課題であり、全省庁が連携を取りつつ、積極的に取り組んでいくことが求められていることから、社会福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の省エネ機器を導入するなど地球温暖化対策について積極的に取り組んでいただきたい。

なお、太陽光発電設備等に要する費用については、「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」（平成19年12月14日付社会・援護局長通知）及び経済産業省資源エネルギー庁の「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」（34頁参照）を活用し、地球温暖化対策に積極的な取り組みを図るよう、管内社会福祉施設等に対し周知していただきたい。

(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入居者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

(6) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消火対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号)

- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」

(平成10年8月31日社援第2153号)

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」

(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(7) 地上デジタル放送への移行に伴う対応について

平成23年7月24日に、現行のテレビ放送（アナログ放送）が終了し、「地上デジタル放送」へ完全移行される。

このため、総務省において、社会福祉事業施設入所者に対し、地上デジタル放送を視聴するためのチューナーを無償給付する予定としているので、その際は、管内社会福祉施設に対し周知をお願いしたい。（35頁参照「総務省資料」）